

稲敷市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名

稲敷市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託

2 履行場所

稲敷市内

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の目的

本業務は、介護保険制度等をめぐる今日の環境変化の把握とともに、現行の稲敷市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）（以下「現行計画」という。）における高齢者福祉施策の実施状況、介護給付の実績の評価、日常生活圏域における高齢者ニーズ等について調査・分析し、課題を明らかにした上で、住民のニーズと地域の特性・実情に沿った新たな稲敷市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）を策定することを目的とする。

5 委託業務内容

【令和7年度予定】

（1）在宅介護実態調査業務

国が示している在宅介護実態調査票を基本にニーズを把握し、分析及び課題を抽出する。

① 調査対象者

要支援者・要介護者 1,000名

② 調査内容

i) データ入力、集計及び分析（回収率60%想定）

※調査設計及び調査票の作成・回収を市が行い、受託者は事前の内容確認や提案等を行う。

ii) 調査報告書の作成（100部を基本とし、電子データCD記録媒体を提出する。）

iii) 地域包括ケア「見える化」システムへのデータ入力

（2）高齢者日常生活圏域ニーズ調査業務

① 調査対象者（データ抽出に関しては、以下による。）

要介護1から5以外の高齢者調査数（市内在住65歳以上：1生活圏域当たり500人
市内4生活圏域の無作為抽出）・・・500人×4生活圏域＝2,000人

② 調査内容

i) アンケート調査設計（アンケート調査票は、A4サイズ、12ページ程度、国が示した調査設問及びその他稲敷市が指示した内容の計画立案及び仕様の作成）

ii) 調査票・封筒の印刷・封入封緘（アンケート調査票、送付先印刷及び封筒購入）

部数：2,000部

※発送用封筒は角2サイズ、返信用封筒は長3サイズ。

※抽出は市が行い、データ又は宛名ラベルを受託者に提供する。

iii) 発送、回収、データ入力、集計及び分析（回収率80%想定）

※返送先は市役所とする。

iv) 礼状並びに未回答者への督促はがきの送付

v) 調査報告書の作成（100部を基本とし、電子データ（CD等記録媒体）を提出する。）

vi) 地域包括ケア見える化システムへのデータ入力

【令和8年度予定】

（3）稲敷市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

① 基礎資料調査、給付実績分析、事業者意向調査

② 人口及び被保険者数、要介護認定者数等の推計

③ 高齢者福祉事業の実績・現状の評価分析と今後の施策の方向性の検討

④ 介護保険事業の実績・現状の評価分析と今後の施策の方向性の検討

⑤ 日常生活圏域別の現状・傾向等の分析

⑥ 介護保険サービス等の利用見込量の算出

⑦ 介護サービス費用・給付額・保険料の算出

⑧ 新たな計画の基本理念・基本方針・具体的事業とサービス提供体制、計画推進体制の検討

⑨ 高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の計画書作成・印刷

※計画書作成に当たっては、在宅介護実態調査及び高齢者日常生活圏域ニーズ調査の結果を反映し、パブリックコメントの実施支援、結果等のとりまとめ及び計画書への反映作業を含む。

⑩ 策定委員会4回への支援、その他打合せ4～5回

必要に応じた会議・打合せ・茨城県等からの問い合わせ（回答）資料の作成含む。

6 留意点

アンケート結果の分析については、以下に示す計画内容を踏まえ、稲敷市の実情を十分に反映させた内容とすること。

（1）現行計画

（2）稲敷市総合計画

（3）稲敷市健康増進計画

（4）稲敷市地域福祉計画

（5）稲敷市障害者基本計画及び障害福祉計画

7 成果品

受託者は、成果品として次のものを納品する。なお、報告書及び計画書については、A4・表紙レザック等・本文墨1色、電子データにおいてはワード又はエクセル（基本）形式とする。

【令和7年度予定】

（1）在宅介護実態調査 調査報告書 100部（120ページ程度）

（2）高齢者日常生活圏域ニーズ調査 調査報告書 100部（120ページ程度）

（3）上記データ（CD等記録媒体） 一式

【令和8年度予定】

（4）計画書 250部（130ページ程度）

- (5) 介護保険事業計画策定委員会議事録等 一式
- (6) 各種作成データ (CD等記録媒体) 一式
- (7) その他本業務の遂行にあたって作成した資料 一式

8 契約代金の支払

受託者は、各業務完了後、成果品及びその他の関係書類を整え、年度ごとに委託者による検査を受け、検査に合格したときは、契約代金の一部を出来高に応じて請求するものとする。委託者は、受託者からの請求により、年度ごとに契約代金の一部を支払うものとする。ただし、初年度の支払上限額は、令和7年度の予算額を上限とする。

9 その他

(1) 守秘義務

受託者は、本業務に関し、知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。契約期間終了後においても同様とする。また、プライバシー保護について徹底を図る必要があることから、プライバシーマーク認定を受けている、または契約締結日までに認定を受ける予定であること。

また、本業務の遂行に係る個人情報の取扱いについては、「稲敷市個人情報保護条例」の規定に従い適切に取り扱うこと。

(2) 再委託等の禁止

本業務の本仕様書に記載している業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部については、事前に書面にて申告し委託者から承認を得た場合にはこの限りではない。

(3) 貸与品

- ① 日常生活圏域ニーズ調査で実施回収された調査票等について、受託者に貸与する。
- ② 計画策定に係る必要なデータについて、受託者に貸与する。

(4) その他

- ① 本業務には、国内において高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画等の策定業務経験者（研究員）を業務責任者として必ず配置すること。
- ② 本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ③ 新たに国や県から計画策定に係る指針等が示された場合には、これを踏まえた内容とすること。
- ④ 本業務の実施にあたり疑義が生じたとき及び本仕様書並びに関係法令等に記載のない事項については、委託者と受託者が協議の上これを定め、本業務を円滑に遂行する。